

令和6年 第2回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年2回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年2月7日（水）
- 2 招集通知日 令和6年2月7日（水）
- 3 招集日時 令和6年2月20日（火）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（根本芳一委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 11名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	有我 康志	西袋	渡邊 久記	稲田	岩井 芳郎	小塩江	西間木廣幸
小塩江	海野 富弘	仁井田	根本 充佳	仁井田	島木 登	大東	加藤 正直
岩瀬	矢部 幸雄	岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 2名（海野富弘委員、島木登委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 事	増田 啓介

- 10 議 案

議案第1号 農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第 3 号 買受適格証明の適否決定について

議案第 4 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による実施届出書の受理について

11 その他

12 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 5 番 佐藤秀和農業委員と 1 6 番 橋本孝一農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 2 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和6年 第2回総会

令和6年2月20日(月)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第1号から第5号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めますが、受理番号第2号から第4号については、渡邊聖一農業委員、受理番号第5号については佐藤秀和農業委員の自己案件であるため、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、各委員に退席を求め先に審議いたします。まずは渡邊農業委員に退席をお願いします。

(渡邊農業委員退席)

(議長) それでは、受理番号第2号から第4号について、事務局から説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号2号から第3号を中原推進委員お願いします。

中原推進委員 受理番号第2号と3号についてご説明申し上げます。

2月10日借り人に聞取りを行いました。受理番号第2号の貸し人とは昔からの知り合いであり、申請地は貸し人が親戚に貸していた土地で、親戚が体調を崩したため耕作ができなくなったことから土地を返却したいとの

話があったので、借り人に作付けを依頼したとのこと。

また、受理番号第3号の貸し人とも昔からの知り合いで、貸し人が高齢のため作付けの依頼を受けたとのこと。申請地はいずれも借り人の所有地に隣接しており利便性がよいことから借り受けることにしました。借り人は認定農業者であり許可上特に問題はないと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第4号を相楽農業委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第4号についてご説明申し上げます。

2月17日に借り人に聞き取りを行いました。これまで中間管理機構を通して契約を結んでいましたが、契約の更新に合わせて3条の申請を行うとのこと。賃貸借料はお互いで決めたとのことなので特に問題はないと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

受理番号第2号から第4号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、第2号から第4号については議決し、許可することといたします。

議長 ここで、渡邊農業委員の復席を求めます。続いて佐藤農業委員は退席願います。

(渡邊農業委員復席、佐藤農業委員退席)

議長 それでは、受理番号第5号について、事務局から説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第5号を矢部推進委員お願いいたします。

矢部推進委員 受理番号第5号についてご説明申し上げます。

2月14日に調査を行いました。貸し人の後継者が農業機械の更新をしないため、申請地の隣地を耕作している借り人に作付けをお願いするとのこと。賃借料はお互いで決めたとのことなので特に問題はないと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

受理番号第5号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、第5号については議決し、許可することといたします。

議長 長 ここで、佐藤農業委員の復席を求めます。

(佐藤農業委員復席)

議長 長 では、改めて第1号から、事務局より説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。受理番号1号を渡邊推進委員願います。

渡邊推進委員 受理番号第1号についてご説明申し上げます。

2月12日に吉田農業委員と一緒に現地調査を行いました。譲渡人は兼業で耕作をしてきましたが、機械の修理が高額である等の理由から耕作ができなくなったので隣地を耕作している譲受人に所有権を移転するそうです。譲受人は50年以上農業を営んでおり許可上特に問題はないと思われまので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 長 続いて、受理番号第6号を岩井推進委員願います。

岩井推進委員 受理番号第6号についてご説明申し上げます。

2月18日に関口農業員と一緒に現地調査を行いました。

申請地は市道の法面の下で面積も狭く、そこだけを畑として利用できる状態ではありません。隣地を耕作している譲受人に譲渡の話をしたところ譲り受けてもらえることになったので、その所有権を移転するのに特に問題はないと思われまので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 長 続いて、受理番号第7号と8号を森合農業委員願います。

森合農業委員 受理番号第7号についてご説明申し上げます。

2月9日に根本推進委員と一緒に現地調査を行いました。

3年前に貸借の許可を受けていたが、譲渡人の希望もあって所有権移転となりましたので、許可上特に問題はないと思われまので委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

続きまして受理番号第8号についてご説明申し上げます。

2月13日に根本、島木推進委員と一緒に現地調査を行いました。

申請地は譲受人の親戚が借り受けて耕作を行ってきました。譲渡後もその親戚が耕作を行っていくことで売買の話がまとまりました。金額も妥当かと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第9号と10号を根本推進委員願います。

根本推進委員 受理番号第9号についてご説明申し上げます。

2月16日に森合農業委員、根本農業委員、と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人は父から申請地を相続しましたが会社員で就農していないことから、知人に紹介してもらった譲受人との売買の話がまとまりました。譲受人は両親と長年農業を営んでおり、耕作機械も保有しているので特に支障はないと思います。また、売買金額も妥当と思われるので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

続きまして、受理番号第10号についてご説明申し上げます。

こちら9号と同日に調査を行いました。

譲渡人は9号と同じで、譲受人も知人の紹介によるものです。譲受人は75アールの規模で農業を営んでおり耕作機械も保有しており農業を行っていくうえで特に支障はないと思います。また、売買金額も妥当と思われるので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第11号を加藤推進委員願います。

加藤推進委員 受理番号第11号についてご説明申し上げます。

2月17日に関根委員と調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、以前から申請地を借りて耕作していました譲受人との売買の話がまとまりました。譲受人は耕作機械も保有しており農業を行っていくうえで特に支障はないと思います。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われるので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、受理番号第12号と13号を有我推進委員願います。

有我推進委員 受理番号第12号についてご説明申し上げます。

2月13日に村上委員と調査を行いました。

譲渡人は申請地での果樹栽培が困難になったところに、譲渡人から土地を譲って欲しいとの話があり申請が出されました。譲受人は耕作機械も保有し

ており農業を行っていくうえで特に支障はないと思います。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、受理番号第13号についてご説明申し上げます。

2月19日に鈴木委員と調査を行いました。

譲渡人が他人に貸していた申請地を返却されて困っていたところに、譲受人から売買の話があり申請が出されました。譲受人は耕作機械も保有しており農業を行っていくうえで特に支障はないと思います。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第3号「買受適格証明の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号1号についてご説明申し上げます。

2月12日に矢部委員と調査を行いました。

願出人は農業機械設備とも充実しており、10ヘクタールの水田を家族経営しています。申請地が願出人の水田に近いことから、入札参加を求めています。許可上特に問題はなく、委員の皆さまの審議をお願いします。

続いて、2号についてご説明申し上げます。

願出人は農業機械設備とも充実しており、21ヘクタールの水田を家族経営しています。申請地が願出人の所有している土地に近いことから、入札参加を求めています。許可上特に問題はなく、委員の皆さまの審議をお願い

します。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第3号「買受適格証明の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第3号「遊買受適格証明の適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第4号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第1号を塩田農業委員お願いします。

塩田農業委員 受理番号第1号について説明申し上げます。

1月19日に海野推進委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。事務局のとおり非農地と判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 続いて、受理番号第2号を橋本農業委員お願いします。

橋本農業委員 経緯については事務局の説明のとおりで、非農地と判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第4号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第4号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法施行規則第29条第1号の規定による実施届出書の受理について」1件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

なければ、事務局からお願いします。

事務局 農業セミナーの案内について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和6年第2回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。